

SEIBU スマイルリンク会員特約

1. 目的

- 1-1 本特約は、西武鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が SEIBU スマイルリンク会員（以下「本会員」といいます。）に提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）について定めることを目的とします。
- 1-2 本特約に記載する以外の事項に関しては、原則として、SEIBU PRINCE CLUB 会員規約（これに付随する特約等を含みます。以下同じ。）に従うものとします。

2. SEIBU スマイルリンク登録

- 2-1 SEIBU PRINCE CLUB 会員は、SEIBU PRINCE CLUB Web サイト・アプリまたは西武線アプリよりログインし、PASMO 番号欄に 17 桁の PASMO 番号を登録することで本会員となります。
- 2-2 本会員となることができるのは、日本国内に居住する SEIBU PRINCE CLUB 会員に限られるものとします。
- 2-3 SEIBU PRINCE CLUB のお客さま番号 1 つに対し PASMO1 枚が登録（以下、SEIBU スマイルリンク登録手続き時に登録された PASMO を「登録 PASMO」といいます。）できます。
- 2-4 複数の SEIBU PRINCE CLUB のお客さま番号に対し、同じ PASMO 番号を登録することはできません。
- 2-5 複数の SEIBU PRINCE CLUB のお客さま番号に対し、同じ PASMO 番号の登録手続きが行われたことを当社が検知した場合、当社は、本会員へ通知を行います。通知後、2 週間経過後も是正されなかった場合には、最初に当該 PASMO が登録されたお客さま番号以外への登録を無効とします。
- 2-6 前 2 項に該当した場合、当社は、本会員にポイントが進呈されないことについて一切の責任を負いません。
- 2-7 登録 PASMO は、登録先の SEIBU PRINCE CLUB のお客さま番号に登録されている方のみ使用することができます。登録 PASMO を他者が使用していることが確認された場合、当社は、進呈したポイントを取り消し、かつ登録 PASMO 情報を削除することができます。

3. PASMO に関する情報の収集・利用

- 3-1 本会員は、登録 PASMO を使用した情報のうち、当社および当社グループの PASMO 加盟事業者にかかわる情報および再発行等による登録 PASMO 交換情報を、本サ

ービスの提供のために、株式会社パスモから当社が取得することに同意します。

- 3-2 本会員は、当社が、PASMO 番号、PASMO の種類（定期券、大人用、小児用、障がい者用等）、改札機等における入出場やチャージ・バス・電子マネー取引の利用情報等、前項で取得した情報および本会員が登録 PASMO を使用して改札機を通過する際に当社が取得した情報を、本サービスの提供のために必要な限度で、本会員の個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。）と紐づけて利用することに同意します。

4. SEIBU スマイルリンク加盟店におけるポイント進呈

- 4-1 当社および SEIBU スマイルリンク加盟店は、SEIBU スマイルリンク加盟店において登録 PASMO を利用した本会員に対し、SEIBU PRINCE CLUB ポイントプログラムのシステムを通じてポイントを進呈します。
- 4-2 SEIBU スマイルリンク加盟店は、当社が定めた「スマイルリンク加盟店標識」を掲出します。
- 4-3 SEIBU スマイルリンク加盟店は、SEIBU PRINCE CLUB Web サイトに掲載しています。なお、加盟店は、変更されることがあります。
- 4-4 本会員が SEIBU スマイルリンク加盟店において登録 PASMO 電子マネーシステムを活用し、商品の購入・サービスの利用を行った場合、原則として、購入日から 1 週間以内にご利用金額に応じたポイントを進呈します。
- 4-5 当社または SEIBU スマイルリンク加盟店は、前項に定める場合のほか、キャンペーンなどで一定の条件を定め、その条件を満たした本会員に対してポイントを進呈することがあります。

5. 西武線への乗車等によるポイント進呈

- 5-1 当社は、SEIBU PRINCE CLUB Web サイト・アプリまたは西武線アプリの「乗車ポイントキャンペーンページ」よりエントリーをしたうえで当社線（池袋線、新宿線、西武秩父線、西武有楽町線、豊島線、狭山線、山口線、拝島線、西武園線、国分寺線、多摩湖線および多摩川線をいいます。）に登録 PASMO を利用して乗車した本会員に対し、別に定める進呈基準に従い、SEIBU PRINCE CLUB ポイントプログラムのシステムを通じてポイントを進呈します。
- 5-2 前項によるポイントの進呈基準は、ご利用ガイド、ホームページ等によりお知らせします。
- 5-3 当社は、本特約 5-1 に定める場合のほか、キャンペーンなどで一定の条件を定め、その条件を満たした本会員に対してポイントを進呈することがあります。

5-4 当社は、ポイントの進呈基準を予告なく改定することがあります。この場合、本会員は、改定後のポイントの進呈基準の内容を了承することとします。

6. 西武バスへの乗車等によるポイント進呈

6-1 西武バス株式会社（以下「西武バス」といいます。）は、SEIBU PRINCE CLUB Web サイト・アプリまたは西武線アプリの「乗車ポイントキャンペーンページ」よりエントリーをしたうえで西武バスおよびそのグループ会社が運行（受託運行を含みます。）するバスに登録 PASMO を利用して乗車した本会員に対し、別に定める進呈基準に従い、SEIBU PRINCE CLUB ポイントプログラムのシステムを通じてポイントを進呈します。

6-2 前項によるポイントの進呈基準は、ご利用ガイド、ホームページ等によりお知らせします。

6-3 西武バスは、本特約 6-1 に定める場合のほか、キャンペーンなどで一定の条件を定め、その条件を満たした本会員に対してポイントを進呈することがあります。

6-4 西武バスは、ポイントの進呈基準を予告なく改定することがあります。この場合、本会員は、改定後のポイントの進呈基準の内容を了承することとします。

7. ポイント進呈内容に関する異議申し立て

ポイントの進呈内容について異議がある場合、本会員は商品の購入日、サービスの利用日または鉄道もしくはバスの乗車日から 3 ヶ月以内に、当社指定の方法により当社に申し出なければなりません。

8. 免責事項

8-1 PASMO に関するシステム・機器類の故障・点検、改札機等の障害や輸送障害等により、やむを得ず登録 PASMO が利用できないことによって、当該利用に対するポイント進呈ができない場合であっても、当社は、その責任を負いません。

8-2 前項のほか、当社の責に帰すことができない事由から発生した本会員の損害については、当社は一切の責任を負いません。

8-3 株式会社パスモは、本特約 8-1 の場合のほか、本サービスに関して、一切の責任を負いません。

8-4 商品の購入日、サービスの利用日または鉄道もしくはバスの乗車日から 3 か月が経過した利用分のポイントについて、前条に定める期間内に指定の方法による異議申し立てがない場合、当社は当該ポイントに関して一切の責任を負いません。

8-5 前項の場合であっても、ポイントの不進呈または損害が当社の過失によるときは1000ポイント分まで、重過失または故意によるときは相当分を賠償します。

9. PASMO カード再発行について

9-1 本会員は、登録PASMO（無記名PASMOのみ）を再発行した場合には、必ず、SEIBU PRINCE CLUB Web サイト・アプリまたは西武線アプリで、再度登録するものとします。なお、記名PASMOを再発行（モバイルPASMOアプリでのPASMOカードからの自動移行を含む）した場合には、自動更新が行われるため再度の登録は必要ありません。ただし、再発行したPASMO番号が自動更新機能によりSEIBU PRINCE CLUBの会員情報へ反映される前に、本会員ご自身で異なるPASMO番号を登録した場合、または異なるSEIBU PRINCE CLUBのお客さま番号に再発行したPASMO番号を登録した場合、再発行したPASMO番号の自動更新は行われません。

9-2 本会員が前項の手続きを怠ったとき、当社は、ポイントを進呈できない場合があります。この場合、当社は、一切の責任を負いません。

9-3 本会員が登録PASMOの再発行やカード交換を受けた場合、再発行・カード交換手続きのために当該登録PASMOが使用できない期間および再発行・カード交換当日のポイントを進呈できないこと、ならびにPASMOに関係するシステム・機器類の故障・点検等によりポイントの進呈ができない場合があることについて、当社は一切の責任を負いません。

9-4 前2項のほか、登録PASMOの再発行に関して、当社は、一切の責任を負いません。

9-5 株式会社パスモは、本特約9-2および9-3の場合のほか、本サービスにおけるPASMOカード再発行に関して、一切の責任を負いません。

10. 本特約の変更等

当社は、本特約の変更、改訂または廃止（以下「変更等」といいます。）を行うことができます。なお、本特約の変更等を行う場合は、本会員に変更事項および変更の効力発生日をSEIBU PRINCE CLUB Web サイト上での掲載その他相当な方法により事前にお知らせし、効力発生日以降は、変更等後の本特約が最新のものとして適用されます。

11. 個人情報の取扱いに関する同意条項

本サービスにおける個人情報の取扱いについては、本特約のほか、別途定める「SEIBU スマイルリンク会員の個人情報取り扱いに関する同意条項」によるものとします。

2026年3月16日改定

SEIBU スマイルリンク会員の
個人情報取り扱いに関する同意条項

1. 本同意条項の位置づけ

本同意条項は、西武鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が SEIBU スマイルリンク会員（以下「本会員」といいます。）に提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）における本会員の個人情報の取扱いについて定めるものです。本同意条項に同意した本会員の個人情報については、SEIBU スマイルリンク会員特約 3. の定めにかかわらず、本同意条項に基づいて取り扱われます。

2. 登録 PASMO に関する情報の取得

本会員は、登録 PASMO を使用した情報のうち、当社および当社グループの PASMO 加盟事業者にかかわる情報および再発行等による登録 PASMO 交換情報について、本サービスの提供のために、株式会社パスモから当社が取得することに同意します。

3. 利用履歴等の共同利用

本会員は、当社が、PASMO 番号、PASMO の種類（定期券、大人用、小児用、障がい者用等）、改札機等における入出場やチャージ・バス・電子マネー取引の利用情報等、前条で取得した情報および本会員が登録 PASMO を使用して改札機を通過する際に当社が取得した情報を、本サービスの提供及び次の各号に定めた目的で、本会員の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定めるものをいう。）と紐づけて、西武グループ各社（株式会社西武ホールディングスならびに同社の子会社および関連会社、以下総称して「当グループ」といいます。）と共同利用することに同意します。なお、当グループとの共同利用の詳細については、当社の「個人情報保護に対する基本方針」にてお知らせします。

※西武鉄道 個人情報保護に対する基本方針 <https://www.seiburailway.jp/privacy/>

a マーケティング・分析のため

例) 「当グループの商品・サービスに関する商品開発・顧客動向分析・市場調査等への利用のため」

b 広告、宣伝のため

例) 「当グループの提供する営業情報・商品情報等の各種ご案内など、販売促進活動のため」

例) 「当グループと提携する第三者が提供する商品・サービスに関連した各種情報を提供するため」

- c サービス改善・研究開発のため
例) 「当グループの提供するサービスや商品の利用状況や満足度調査など、サービス向上に係る調査の実施のため」
- d 連絡、問い合わせ等に適切に対応するため
例) 「当グループが共同または連携して開催するイベント・懸賞などへお申込みいただいた本会員に対するご連絡などのため」
例) 「当グループの提供するサービスをご利用いただく本会員からのご意見・ご要望にお答えするため」
例) 「当グループから本会員への取引上必要な連絡および取引内容の確認」
- e 当グループのサービス提供のため
例) 「グループ会社が共同または連携して提供するサービス、アフターサービスの提供のため」
例) 「当グループによるポイントサービス等の優遇サービスの実施」

4. その他

本同意条項に定めのない事項については、SEIBU スマイルリンク会員特約によるものとします。

2025年7月31日改定